

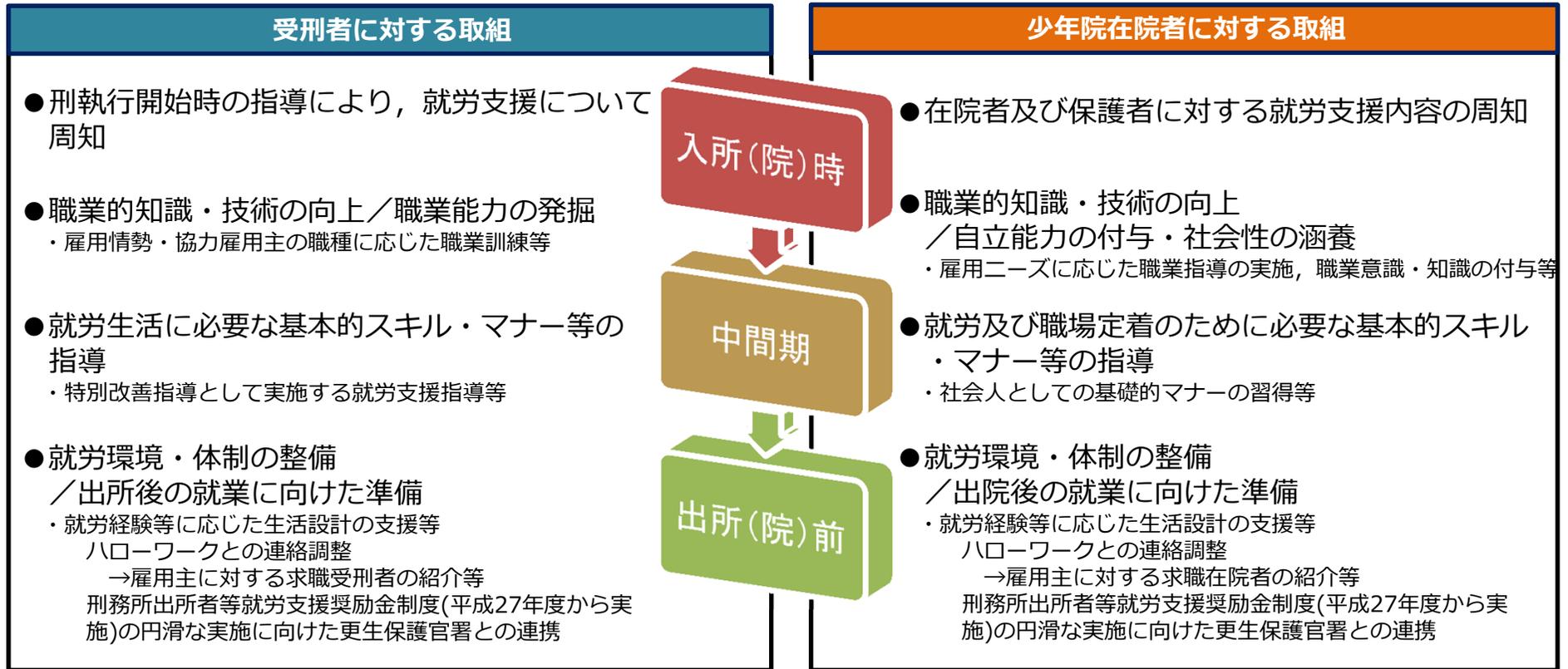
法務省資料

刑事施設 入所から出所までの流れ



受刑者・少年院在院者に対する就労支援対策について

- 平成18年から法務省と厚生労働省が連携して、刑務所出所者等に対する就労支援を実施
- 矯正施設内では、出所・出院後の就業に向けて、職業的知識・技術の向上等に資する取組を実施



矯正施設在所中の就労支援の更なる充実強化を図るため、厚生労働省と連携した新たな取組を実施

ハローワーク職員の駐在

- 全国5つの刑事施設において、ハローワークの相談員が施設に駐在し、より早期から、より濃密な支援を実施（平成27年度からモデル的に実施。平成28年度12施設に拡大。）

受刑者等専用求人

- 刑務所出所者等を雇用する意思のある企業が、特定の施設を指定して求人票を登録することが可能に（平成26年2月から）

就労支援の取組①～就労困難者を雇用する協力雇用主への支援の充実～

協力雇用主

- ・登録数は16,000を超えている
- ・7割は従業員規模100人未満(経済的負担が大きい)
- ・実際に雇用している数は788
(平成28年4月1日)

平成26年の取組による効果

H26.6 骨太の方針
H26.12 犯罪対策閣僚会議による数値目標の設定

472

平成26年4月1日

奨励金による効果

(1年間で237社増加)

551

1年で
80社
増加

平成27年4月1日

788

平成28年4月1日

刑務所出所者等就労
奨励金の導入
(平成27年4月～)

1500
5年で
約1,000社
増加

32年(2020年)

課題

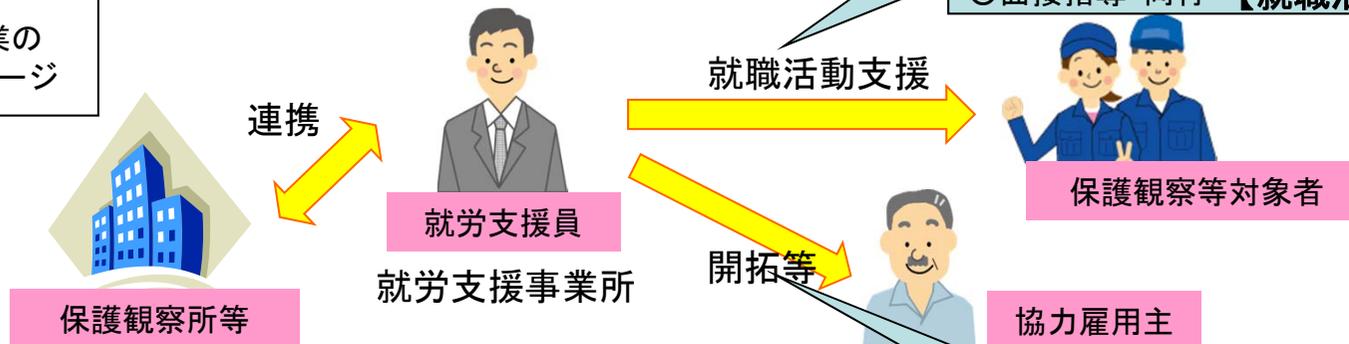
少年, 高齢者, 暴力事犯者, 薬物事犯者などは,
他の保護観察対象者等と比べ, 就職・職場定着が
困難 (=就労困難者)

就労困難者を雇用する協力雇用主に
対する支援が重要

就労支援の取組②～更生保護就労支援事業の展開～

- 企業ネットワーク、雇用管理等にノウハウを持つ民間団体に事業を委託することで、継続的かつきめ細かな支援を実施
- 「就労支援事業所」に「就労支援員」を配置して、保護観察対象者等の就職活動を支援
- 企業ネットワークを活かした協力雇用主の開拓等

支援事業の
実施イメージ



- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した「就労支援計画書」の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 面接指導・同行 **【就職活動の支援】**

平成27年度の実績

- ・ 就労活動支援: 就職率**79.1%**(1,148人中908人が就職)
 - ・ 雇用基盤整備: **954社**を開拓
- ※各業務とも13か所の合計

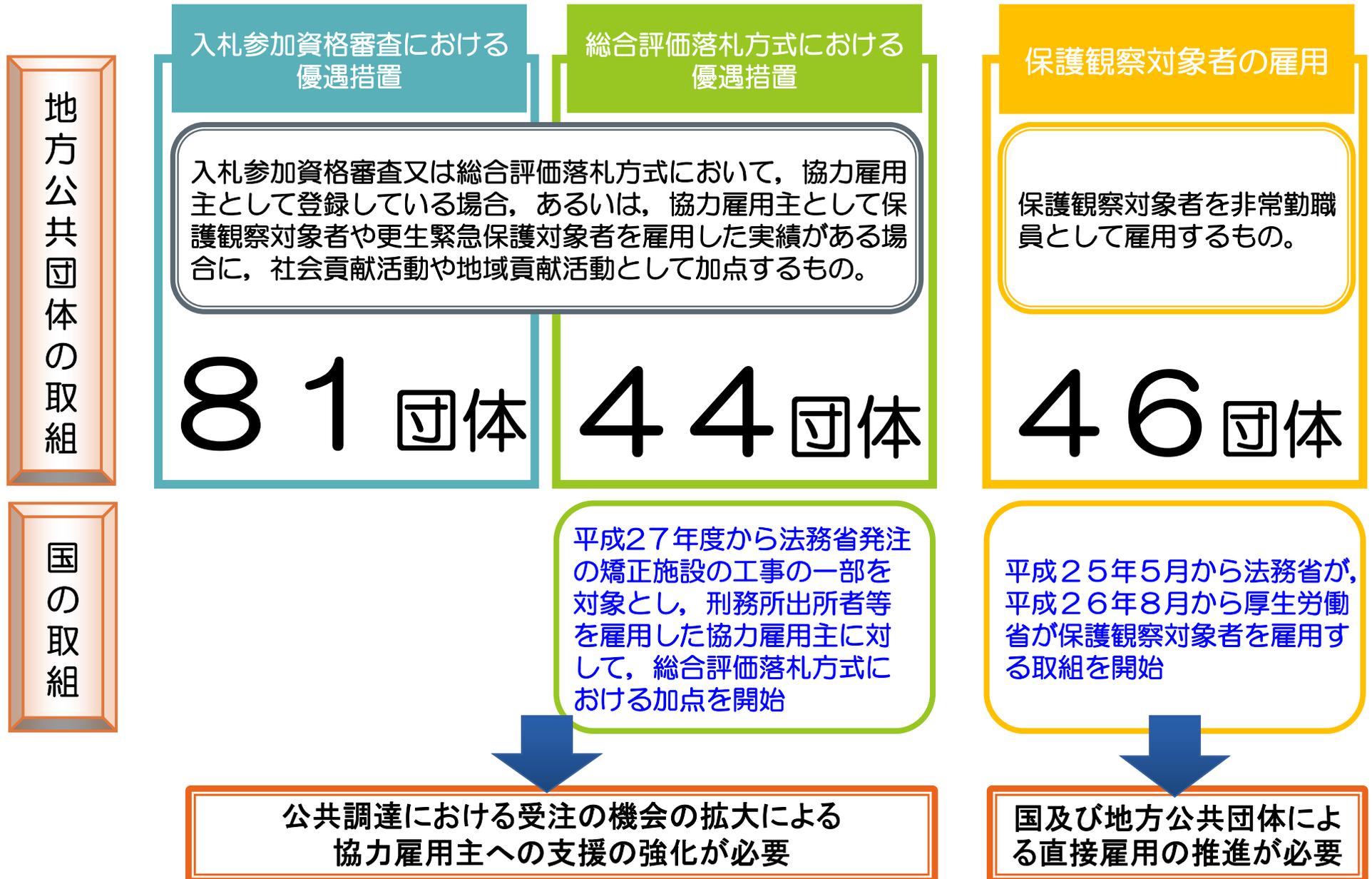
- 企業ネットワークを活用した協力雇用主の開拓
 - 協力雇用主研修の実施
- 【受け皿の確保】**

課題

- 平成28年度においては、18か所にとどまる
- 職場に定着させるための支援が必要

※平成29年度予算(案)において更生保護就労支援事業の実施庁を18庁から20庁に拡大するための経費が計上されている。

就労支援の取組③～国と地方公共団体による協力雇用主支援等の推進～



住居の確保～更生保護施設等を活用した社会への円滑な移行～

現状

1

更生保護施設

- ・帰るべき場所のない者の一時的な住居
- ・犯罪者処遇の専門施設の位置付け
- ・全国に103施設（全て民間の法人が経営）
- ・定員は2,363人（平成28年4月1日現在）
- ・全国で約8,400人を保護（平成27年度）



専門施設

- ・高齢・障害者対応：71か所に福祉スタッフを配置（H21～）
- ・薬物依存者対応：25か所に薬物スタッフを配置（H25～）
- ・自立困難者対応：委託費に加算措置（H24～）

2

自立準備ホーム

- ・帰るべき場所のない者の一時的な住居
- ・ホームレス支援、薬物自助グループ等の別の本来業務を持つ民間団体を国に登録
- ・登録数は352団体（平成28年4月1日現在）
- ・全国で約1,500人を保護（平成27年度）



施設の一部
を活用

多様な施設

課題

- ① 更生保護施設の人的体制が脆弱であるため、これ以上の受入れ拡大は極めて困難である。
- ② 処遇困難な者が増大し、自立のための処遇が不十分なまま退所せざるを得ない者が多い。
- ③ 更生保護施設を退所した後のフォローアップの仕組みがない。
- ④ 自立準備ホームの開拓や活用が進まない地域も多い。

※ 平成29年度予算(案)において、平成30年1月から、定員20名以上及び女子施設を対象（8割弱の施設が該当）として、補導職員の配置基準（現行は4人）に1人増配置となる経費が計上され、その他の定員19名以下の男子施設については、賃金職員（週5日分）の1人配置に要する経費が計上されている。また、更生保護施設の退所者等を更生保護施設に通所させて生活相談等を行うために要する経費が一部計上されている。

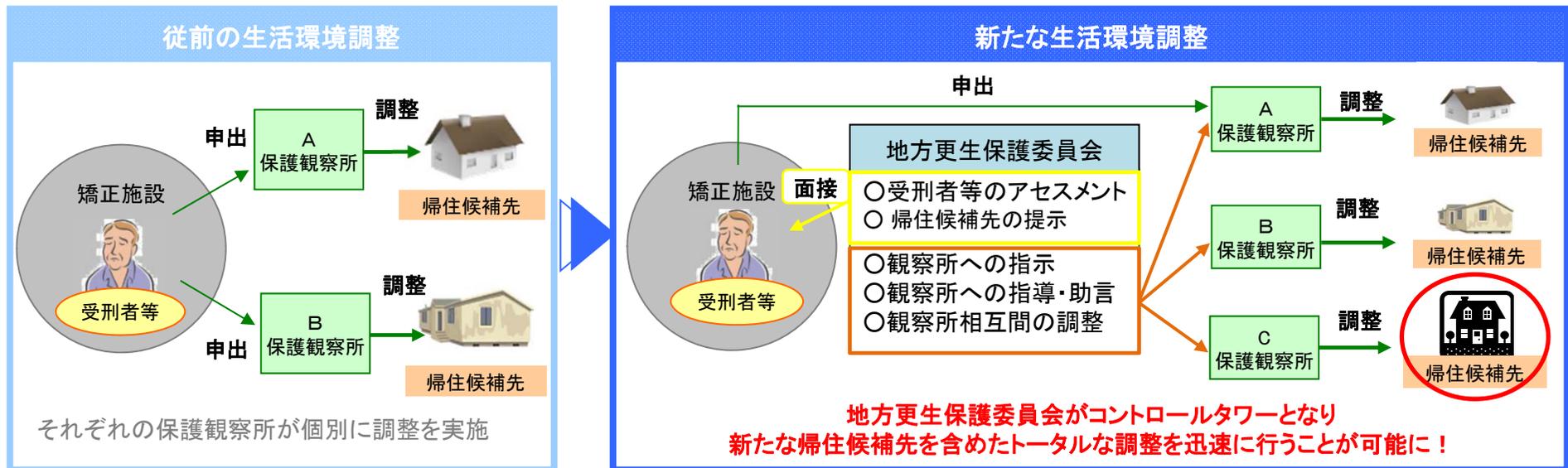
住居の確保～生活環境調整による「つなぎ」の強化と引受人等の不安等の軽減～

最近の主な課題

- ① 受刑の反復や高齢化に伴い、親族等と疎遠になったり引受人等の不安が増すなど、帰住先の確保が難しくなっている。
- ② 薬物依存や医療、保健、福祉サービス等の調整が必要な事案が増えている。

法改正による生活環境調整の新たな取組

更生保護法第82条第2～4項の新設(H28.6)



【今後の課題】

受刑者等への働き掛けの強化、引受人等の不安の軽減、釈放後の支援を見据えた地域の関係機関との連携強化、受皿となり得る社会資源の幅広い確保が必要

(例)

- ・ 受刑者等に対する面接による医療機関、ダルク等に関する情報提供、薬物依存に関する意識付けの強化
- ・ 引受人会等の実施
- ・ 関係機関とのケア会議の積極的な実施
- ・ 福祉サービス等に適切につなぐ調整の充実
- ・ 地域での依存治療、生活支援体制のネットワークの充実強化